

お客さま各位

福井信用金庫

『投信窓販業務にかかる約款』一部改訂のお知らせ

平成 28 年度税制改正などを受けて、当金庫『投信窓販業務にかかる約款』を、下記の通り一部改訂することとしましたのでお知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

記

1. 改訂約款名

「非課税口座約款」

2. 改訂内容

(下線部分が改訂箇所)

現 行	改訂後
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、<u>投信取引約款および自動けいぞく投資(累積)約款</u>の定めるところによるものとします。</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第 2 条 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の 10 月 1 日から当年の 9 月 30 日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項に規定する税務署への非課税適用確認書の交付申請や当金庫における非課税口座開設に必要な各種帳票類および住民票の写し等ならびに「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、<u>租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>税務署への非課税適用確認書の交付申請や当金庫における非課税口座開設に必要な各種帳票類について、同一の勘定設定期間に当金庫または証券会社もしくは他の金融機関等に重複して提出することはできません。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社もしくは<u>(追加)金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)</u>の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 14 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1. 約款の趣旨</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、<u>投信取引約款、自動けいぞく(累積)投資約款および特定口座約款等の当金庫が定める取引規定・約款等</u>によるものとします。</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の 10 月 1 日から当年の 9 月 30 日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 20 項に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」および住民票の写し等(住民票の写し等については、平成 29 年 9 月 30 日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限りです。)<u>「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当金庫に非課税口座を開設しており、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を証券会社もしくは他の金融機関に提出していない場合に限りです。)</u>または「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」をご提出いただくとともに、<u>租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</u></p> <p>(同左)</p> <p>(2) 「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」または「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」について、同一の勘定設定期間に当金庫または証券会社もしくは他の金融機関<u>(削除)</u>に重複して提出することはできません。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を<u>(削除)証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)</u>の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 14 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) <u>平成 29 年 10 月 1 日時点で当金庫に開設した非課税口座に平成 29 年分の非課税管理勘定が設けられており、当金庫に個人番号の告知を</u></p>

行っている申込者のうち、同日前に当金庫に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかった申込者につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、2.(1)の規定を適用します。

3. 非課税管理勘定の設定

(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、2.(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。

(2) (同左)

4. 非課税管理勘定における処理

(同左)

5. 非課税口座に受け入れる投資信託の範囲

(1) 当金庫は申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り。）で、3.(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた投資信託の取得対価の額（①の場合、購入した投資信託については、その購入の代価をいいます。②の場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもののみ受け入れます。

(同左)

6. 非課税口座を通じた取引

(1) 申込者が当金庫との間で行う、5.の非課税口座に受け入れる範囲の投資信託に関する取引に関しては、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限り。）なお、当該投資信託に関する取引を行う際に当金庫に対して、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、5.に定める取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。

(2) (同左)

7. 譲渡の方法

(同左)

8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知

申込者が非課税口座から投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する投資信託に係る事由のもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（5.③により取得する投資信託で、非課税口座に受け入れられなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

9. 非課税管理勘定終了時の取扱い

(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課

(非課税管理勘定の設定)

第3条 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。

(2) (略)

(非課税管理勘定における処理)

第4条 (略)

(非課税口座に受け入れる投資信託の範囲)

第5条 当金庫は申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り。）で、第3条(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた投資信託の取得対価の額（①の場合、購入した投資信託については、その購入の代価をいいます。②の場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもののみ受け入れます。

(略)

(非課税口座を通じた取引)

第6条 申込者が当金庫との間で行う、第5条の非課税口座に受け入れる範囲の投資信託に関する取引に関しては、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限り。）なお、当該投資信託に関する取引を行う際に当金庫に対して、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、第5条に定める取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。

(2) (略)

(譲渡の方法)

第7条 (略)

(非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知)

第8条 申込者が非課税口座から投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する投資信託に係る事由のもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（第5条③により取得する投資信託で、非課税口座に受け入れられなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第9条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該

<p>非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条(6)により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託は、次のいずれかにより取り扱うものとします。</p> <p>① 第5条②に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた投資信託の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限ります。)</p> <p>② (略)</p> <p>(他の年分の非課税管理勘定から移管がされる投資信託)</p> <p>第10条 当金庫は、第5条②または第9条(2)①に基づく移管は、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。</p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(契約の終了)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第13条 申込者が第11条の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については当金庫はその責を負いません。</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第15条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (28.1改訂)</p>	<p>税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(2.(6)により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託は、次のいずれかにより取り扱うものとします。</p> <p>① 5.②に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた投資信託の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限ります。)</p> <p>② (同左)</p> <p>10. 他の年分の非課税管理勘定から移管がされる投資信託</p> <p>当金庫は、5.②または9.(2)①に基づく移管は、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。</p> <p>11. 届出事項の変更</p> <p>(同左)</p> <p>12. 契約の終了</p> <p>(同左)</p> <p>13. 免責事項</p> <p>申込者が11.の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については当金庫はその責を負いません。</p> <p>14. 合意管轄</p> <p>(同左)</p> <p>15. 約款の変更</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 (29.5改訂)</p>
---	---

3. 改訂日

平成29年5月18日(木)

なお、改訂後の規定は、改訂前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

以上

本件に関するお問い合わせ先
 福井信用金庫 資金証券部資金サポート課
 TEL 0120-294-883
 受付時間/平日9:00~17:15